

長野県河川流域協議会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、長野県河川流域協議会設置要綱(以下「要綱」という。)第9条の規定により必要な事項を定めるものとする。

(会員の募集範囲)

第2 要綱第4条に定める会員の募集範囲は、当該河川流域に関係する市町村(以下関係市町村という。)内の次に掲げる者とする。

- (1) 居住する者
- (2) 財産を有する者
- (3) 通勤・通学している者

(会員の登録)

第3 応募者全員を会員として登録する。

(会員の募集方法)

第4 会員の募集は、別紙様式「長野県(各河川名記載)流域協議会会員申込書」による。

(会員の報酬等)

第5 会員の報酬は、無報酬とする。旅費は支給しないものとする。

(関係行政機関の職員)

第6 要綱第4条に定める関係行政機関の職員は、当該河川流域を管轄する地方事務所長、保健所長、建設事務所長及び関係市町村長等をもって充てる。

(アドバイザーの報酬等)

第7 要綱第4条2項に定めるアドバイザーの報酬及び旅費は、県の審議会委員の報酬及び旅費に準じて支給する。

(事務局の業務)

第8 要綱第8条に定める事務局の業務は次のとおりとする。

- (1) 会員の募集
- (2) 協議会の運営補助(開催通知、会場準備等)
- (3) 協議会で必要な資料のとりまとめ
- (4) 会議録の作成
- (5) アドバイザーの手配
- (6) その他協議会で必要とされた事項

(現地機関の連携)

第9 要綱第1条に掲げる目的を実現するため、関係各現地機関は、相互に連携して、協議会の運営をサポートする。

(協議会会則)

第10 協議会は、その運営を円滑に行うため、協議会会則を定めるものとする。

附則

この要領は、平成15年4月24日から施行する。